

# 社会福祉法人 相互福社会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 相互福社会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。
- (3) 常勤役員・非常勤役員の勤務等については、業務内容に応じて、法人の就業規則等を概ね準用する。

## (常勤役員等の報酬等の算出方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与・賞与規程第24条の規定に準ずる額

## (非常勤役員等の報酬等の算出方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び費用弁償（又は通勤手当）については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張した時は、職員旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

## (法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼務し、（法人の就業規則、給与・賞与規程に基づく）職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、職員給与・賞与規程第4条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに上記に役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の所定労働日数を基礎として日割りにより計算する。
  - 4 本状第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、すべて切り捨てとする。

(公表)

- 第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

- 第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、令和元年7月1日より施行する。

別表1 常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 375,000 円 (年俸 4,500,000 円)
業務執行理事	月額 250,000 円 (年俸 3,000,000 円)

別表2 非常勤役員等の報酬

(1) 理事長

	報酬日額	通勤手当
役員業務のための勤務	20,000 円	1,500 円

(2) 業務執行理事

	報酬日額	通勤手当
役員業務のための勤務	15,000 円	1,500 円

(3) 理事

	報酬日額	費用弁償
理事会等への出席	10,000 円	1,500 円

(4) 監事

	報酬日額	費用弁償
理事会等への出席	10,000 円	1,500 円
監事監査等への出席	15,000 円	1,500 円

(5) 評議員

	報酬日額	費用弁償
評議員会等への出席	10,000 円	1,500 円

(6) 評議員選任・解任委員

	報酬日額	費用弁償
委員会等への出席	10,000 円	1,500 円

(7) その他

	報酬日額	費用弁償
会議等への出席	10,000 円	1,500 円